

令和7年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回） 議事概要

開催日及び場所	令和7年11月27日（木）、12月1日（月）、12月4日（木） オンライン会議 ※回議にて開催
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別添のとおり

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について  
佐賀地家簡裁庁舎新営建築工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

論点としているBIMモデルで色分けする提案は、材料別にきちんと色分けをし、それを見ながらやれば間違った材料を使うことはないという趣旨でよいか。

【事務局】

そういう趣旨の提案になっていると考える。裁判所の意図としては、材料の保管方法や材料自体の管理についての提案を求めたものであるが、入札説明書に明示した提案の範囲の記載にもあるように使用する範囲と材料が異なることがないという点で評価できると考える。

【委員】

三次元BIMはこのような利用の仕方を行うものなのか。一般的であれば特にプラスアルファの提案にはならないと思うが、これ自体が有用だと言えるのであれば有効と判断できると考える。

【事務局】

どの工事でも一般的に行われているとは言えない状況と認識している。材料管理という観点でBIMを使うことは他の現場では見られないので、評価できると考える。

【委員】

そうであれば、提案の通り有効と判断してよいと考える。

【委員】

論点の部分は悩ましいところか。施工する材料を間違えるということはそもそも管理ではないとも捉えられる。

【事務局】

(裁判所側から)入札説明書に明示している提案の範囲の説明において「使用する範囲と材料が異なることが無いよう管理する必要がある」と示しており、外国人や経験の浅い作業員にも色で分かりやすくすることは効果があると考え今回加点対象と考えた。

【委員】

色分けがあれば一目瞭然でミーティング等に参加していなくても使い分けが見える。管理にもいろいろな意味があるから、裁判所の設定に整合していることに加え、使用すべき数量が把握できるため工事費の合理化にも繋がると考えられる。これらの点から有効として差し支えないと判断する。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について  
佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事(再度)

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

評価点が0(ゼロ)ということだが、欠格等にはならないという理解でよろしいか。点数が0(ゼロ)の者が入札できるというところには落ちない部分もある。

【事務局】

提案に関して具体的な説明がなく、どのような効果があるのか不明であるということから、加點評価の対象とならない提案であると評価したものであり、標準案、設計仕様と同等な提案内容と考えられるものである。

【委員】

特に工事する上で問題があるということではなく、ある意味普通のことを述べている。技術提案の趣旨からすればよろしいわけではないが、結果としてすべて標準であったということであれば、それはそれで仕方がないところである。

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について  
佐賀地家簡裁庁舎新営機械設備工事(再度)

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

特に問題にはならないと思うが、この工事のように分離発注の場合、品質に関しては施工者に責任があるところだが、全体として総合的に管理するというのは、分離発注を選択している発注者の責任であると考えられる。そういう観点から見て、論点2の他工事(建築業者)との調整が必要となるからという事由が本当に適切かという疑問はある。質問などが出てきたときにはどう回答しようか考えるか。

【事務局】

今回対象の提案内容は、パイプシャフトのメイン配管の工事を内装工事に先行して実施するという提案である。不採用とした理由としては、一般的な施工手順として内装工事が終わった後に縦配管の施工を実施するものと考えたうえで、それでも先行して配管工事を内装工事に先行して施工するとなった場合には、建築工事の受注者との調整が必要となると考えたところである。

【委員】

重要なのは先行配管が調整を行えば実施可能か、という点にあると思うが、調整しても無理だということであるとすると、この事由の書きぶりは変わってもいいのかなという感想である。説明できればこのままでももちろん結構である。

【委員】

今回の工事については問題ないと思うが、設備工事としてこのような工法(工事手順)が効果の高いものであるのであれば、今後は当初(設計)から盛り込むなどの対応が必要と考えるがいかがか。

**【事務局】**

もう少し大規模な建物や高層の建物であればメインの縦配管を先行して施工する工法も考えられる。本工事はそこまで大きな建物ではないことから一般的な工法としている。

**【委員】**

了解した。

(回議につき委員長まとめ)

- ・各議事について、裁判所の評価案について差支えなし。